

四半期報告書

(第33期第3四半期)

ポケットカード株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	6
第4 【経理の状況】	7
1 【四半期財務諸表】	8
2 【その他】	12
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	12

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年1月14日

【四半期会計期間】 第33期第3四半期(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)

【会社名】 ポケットカード株式会社

【英訳名】 POCKET CARD CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 辺 恵 一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝一丁目5番9号

【電話番号】 (03) 5441-1924

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 一 男

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝一丁目5番9号

【電話番号】 (03) 5441-1924

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 一 男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第3四半期 累計期間	第33期 第3四半期 累計期間	第32期
会計期間	自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
営業収益 (百万円)	25,701	26,921	34,174
経常利益 (百万円)	3,183	3,587	4,745
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,836	1,827	2,733
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	14,374	14,374	14,374
発行済株式総数 (株)	79,323,844	79,323,844	79,323,844
純資産額 (百万円)	55,226	57,226	56,122
総資産額 (百万円)	237,957	242,695	234,734
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	23.47	23.35	34.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	4.25	5.00	8.50
自己資本比率 (%)	23.2	23.6	23.9

回次	第32期 第3四半期 会計期間	第33期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	9.60	7.09

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の長期化により、個人消費や生産など一部に弱い動きがみられ、また米国の金融緩和縮小による影響、中国・新興国経済の成長鈍化など、海外景気が景気の下押しリスクとなりましたが、政府の各種政策効果を背景に、企業収益や雇用情勢に改善がみられるなど、経済全体では緩やかな回復の動きがみられました。

クレジットカード業界につきましては、カードショッピングは、サービス内容の多様化やカード決済範囲の拡大等、利便性の向上を背景に引き続き拡大傾向を維持しましたが、一方でカードキャッシングは、取扱高において改善傾向が見られるものの、貸金業法改正に伴う総量規制の影響等により融資残高は引き続き減少する等厳しい環境となりました。

このような環境の中、当社は「暮らしに密着した付加価値の高いサービスを創造する」を企業ビジョンに掲げ、中部地方を中心にホームセンターを展開する㈱カーマとの提携による事業者向けクレジットカード「カーマ・ビジネスカード」の発行やご利用可能枠最大500万円・最低利率4.40%の個人向け無担保ローンカード「F（エフ）マネーカード」の発行など、新たな商品・サービスの開発、営業ネットワークの拡大に向けた取り組みを進めました。

当第3四半期累計期間における当社の営業収益につきましては、信用購入あっせん部門は、成長戦略の中核を担う「ファミマTカード事業」の拡大に伴い、ショッピングリボ残高が堅調に推移したこと等により、信用購入あっせん収益は177億62百万円（前年同期比14.2%増）となりました。一方、融資部門は、総量規制の影響等により引き続き残高が減少し、融資収益は60億85百万円（同21.3%減）となりました。

以上の結果、営業収益全体では269億21百万円（同4.7%増）となりました。

営業費用につきましては、調達金利の低下に伴う金融費用の減少等があったものの、利息返還関連費用等の各種販売管理費の増加により233億49百万円（同3.6%増）となりました。

以上の結果、営業利益は35億72百万円（同12.5%増）、経常利益は35億87百万円（同12.7%増）、四半期純利益は18億27百万円（同0.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて79億61百万円増加し、2,426億95百万円となりました。これは主に、割賦売掛金が152億67百万円増加した一方で、営業貸付金が76億56百万円減少したことによるものです。

負債合計は、前事業年度末に比べて68億57百万円増加し、1,854億69百万円となりました。これは主に、買掛金が51億92百万円増加し、有利子負債合計が4億12百万円増加したことによるものです。

純資産合計は、前事業年度末から11億3百万円増加し、572億26百万円となりました。これは主に、利益剰余金が11億3百万円増加したことによるものです。

また、自己資本比率は、23.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	158,150,000
計	158,150,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	79,323,844	79,323,844	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	79,323,844	79,323,844	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年11月30日	—	79,323	—	14,374	—	15,664

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（平成26年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,072,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 78,178,900	781,789	同上
単元未満株式	普通株式 72,444	—	同上
発行済株式総数	79,323,844	—	—
総株主の議決権	—	781,789	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」及び「単元未満株式」の株式には、証券保管振替機構名義失念株式がそれぞれ1,500株（議決権15個）及び32株含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ポケットカード㈱	東京都港区芝 一丁目5番9号	1,072,500	—	1,072,500	1.35
計	—	1,072,500	—	1,072,500	1.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）並びに、「クレジット産業に係る会計基準の標準化について」（通商産業省通達60産局291号）及び「信販会社の損益計算書における金融費用の表示について」（日本公認会計士協会信販・クレジット業部会部会長報告）の趣旨に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年3月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 平成26年 2月28日	当第3四半期会計期間 平成26年11月30日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,456	9,246
割賦売掛金	160,168	175,435
営業貸付金	58,007	50,351
その他	13,179	12,547
貸倒引当金	△15,818	△14,562
流動資産合計	224,994	233,019
固定資産		
有形固定資産	437	393
無形固定資産		
のれん	2,639	2,356
その他	2,548	2,562
無形固定資産合計	5,187	4,918
投資その他の資産		
投資その他の資産	4,147	4,396
貸倒引当金	△32	△31
投資その他の資産合計	4,115	4,364
固定資産合計	9,740	9,676
資産合計	234,734	242,695
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,721	14,913
短期借入金	9,000	5,000
1年内返済予定の長期借入金	56,987	57,997
コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000
1年内返済予定の債権流動化債務	4,522	4,114
その他の引当金	360	478
その他	4,525	4,149
流動負債合計	95,115	96,651
固定負債		
社債	10,000	20,000
長期借入金	61,989	58,850
債権流動化債務	3,978	935
退職給付引当金	375	383
利息返還損失引当金	7,128	8,632
その他	24	17
固定負債合計	83,496	88,817
負債合計	178,612	185,469

(単位：百万円)

	前事業年度 平成26年2月28日	当第3四半期会計期間 平成26年11月30日
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,374	14,374
資本剰余金	15,816	15,816
利益剰余金	27,225	28,328
自己株式	△1,300	△1,300
株主資本合計	56,116	57,219
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	6
評価・換算差額等合計	6	6
純資産合計	56,122	57,226
負債純資産合計	234,734	242,695

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 自平成25年3月1日 至平成25年11月30日	当第3四半期累計期間 自平成26年3月1日 至平成26年11月30日
営業収益		
信用購入あっせん収益	15,555	17,762
融資収益	7,730	6,085
その他の収益	2,416	3,073
営業収益合計	25,701	26,921
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	4,933	4,446
利息返還損失引当金繰入額	2,546	3,634
その他	13,713	14,131
販売費及び一般管理費合計	21,193	22,213
金融費用		
支払利息	957	816
その他の金融費用	377	319
金融費用計	1,334	1,135
営業費用合計	22,527	23,349
営業利益	3,173	3,572
営業外収益		
雑収入	18	21
営業外収益合計	18	21
営業外費用		
雑損失	8	6
営業外費用合計	8	6
経常利益	3,183	3,587
特別利益		
投資有価証券売却益	59	—
特別利益合計	59	—
特別損失		
投資有価証券売却損	0	—
特別損失合計	0	—
税引前四半期純利益	3,242	3,587
法人税、住民税及び事業税	1,098	1,229
法人税等調整額	308	530
法人税等合計	1,406	1,760
四半期純利益	1,836	1,827

【注記事項】

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、復興特別法人税の課税期間が1年前倒して終了することになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額が184百万円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	当第3四半期累計期間 自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日
減価償却費	916 百万円	842 百万円
のれんの償却額	282 "	282 "

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年4月11日 取締役会	普通株式	332	4.25	平成25年2月28日	平成25年5月10日	利益剰余金
平成25年10月10日 取締役会	普通株式	332	4.25	平成25年8月31日	平成25年11月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年4月10日 取締役会	普通株式	332	4.25	平成26年2月28日	平成26年5月9日	利益剰余金
平成26年10月9日 取締役会	普通株式	391	5.00	平成26年8月31日	平成26年11月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間（自平成25年3月1日至平成25年11月30日）及び当第3四半期累計期間（自平成26年3月1日至平成26年11月30日）

当社は「金融サービス事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業は金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 自平成25年3月1日 至平成25年11月30日	当第3四半期累計期間 自平成26年3月1日 至平成26年11月30日
1株当たり四半期純利益	23.47円	23.35円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,836	1,827
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,836	1,827
普通株式の期中平均株式数(株)	78,251,955	78,251,357

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成26年10月9日開催の取締役会において、平成26年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- (1) 中間配当金の総額 391百万円
- (2) 1株当たりの金額 5円00銭
- (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年11月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 1 月 9 日

ポケットカード株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ポケットカード株式会社の平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年1月14日
【会社名】	ポケットカード株式会社
【英訳名】	POCKET CARD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡 辺 恵 一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役兼常務執行役員 塚 本 良 輔
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目5番9号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長渡辺恵一及び当社最高財務責任者塚本良輔は、当社の第33期第3四半期(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。